

韓国政府から見た竹島の法的地位
— 国連海洋法条約上の「岩」から「島」への転換
— (その2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-04-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野中, 健一, NONAKA, Kenichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000126

【論文】

韓国政府から見た竹島の法的地位 - 国連海洋法条約上の「岩」から「島」への転換 - (その2)

野中 健一

序 問題意識と方法論（本稿前編 - その1 - で執筆）

一 国連海洋法条約と新・日韓漁業協定 - 竹島は事実上、「岩」
（本稿前編 - その1 - で執筆）

二 海上保安庁による竹島近海調査企図

（1）条約解釈の変更 - 「島」となった竹島

（2）変わらない職員研修／変わらない竹島・三線警備

（3）「竹島 - 鬱陵島中間線」主張を認めず - 韓国による海洋調査

結

二、海上保安庁による竹島近海調査企図

（1）条約解釈の変更 - 「島」となった竹島

2006年4月、韓国政府の条約解釈を変更せしめる事態が発生する。海上保安庁の測量船による竹島近海調査企図である（ただ実際は調査を実施していない）。

この背景には、竹島周辺の海底地名の問題があった。1978年、日本政府は国際水路機関に竹島南方の海底盆地、海底山を対馬海盆、俊鷹堆として登録した。ただ2006年4月、韓国政府がこれを韓国式名称に変更しようと画策している事が外交上、争点化したのである（前者を「ウルルン（울릉）海盆」、後者を「イサブ（이사부）海山」にする事を企図）。これを受け日本政府は対案提示の為、竹島周辺で測量を目指した訳だが（図1を参照）、これに韓国政府が反発したという流れである。

いずれにせよ、この調査企図を契機に韓国政府はとうとう竹島を「島」である旨認定し、公的にそれを日本側に通知する事となるのだ。ただ韓国政府自身、事件と同時に条約解釈を変更した訳でもない。同年4月18日、潘基文・外交通商部長官自身、「隠岐 - 鬱陵島中間線」と言う立場を確認している²⁾。その上で彼は議会に対し、注目すべき二点の説明もしているのである。第一に、日本側による調査企図と新・日韓漁業協定は関係ないとの訴えである³⁾。ここで、同協定こそが竹島領有権を損なったという主張が議会で長年続いていた事を想起されたい⁴⁾。漁業協定を締結してしまったが故に、日本政府は調査活動という「竹島への攻勢」に出られるようになったと議会で解釈されてはならないのである⁵⁾。第二に、韓国政府自身、協定が無くなる事の問題点に触れつつ、それを守り続ける意味も説明している点である⁶⁾。前稿でも取り上げた通り、これは従来から見られる主張である。とにかく無協定状態は恐ろしいのだ。

さて、以上の諸点を念頭に置いた上で、次の指摘も確認しておこう。同日なされた長官自身の発言である。

「今まで政府は竹島を国連海洋法条約上、岩と見る事が海洋法条約の規定に忠実だという名分、又、実利面では有利な面がある、このようにして交渉案の一つとして鬱陵島 - 隠岐中間線を提示したところであります。しかし我々は竹島基点の使用を排除したのではない、このような点を申し上げます。ただし竹島を我々の EEZ 基点とみなすのか否かは、単純に国連海洋法条約の物理的解釈問題を離れ、我々の国益に沿う交渉戦略、他国の事例、日本の交渉態度等を勘案して検討していくべき事だと考えます」⁷⁾

図1 調査予定区域
(図中央にある四角海域)¹⁾



条約解釈はそれ自体で存在するのではなく、国益等を念頭に行う。これは従来から指摘されていた考えであり、決して新しいものではない。ただ、条約解釈の変更を行うからには、何かしらの名分のようなものもあるだろう。実はこの時、-すなわち4月18日-長官自身、興味深い指摘を行っているのだ。それは「島」か「岩」かを論じる上での二つの基準、すなわち「人間の居住が出来るか否か」、「独自の経済的生活を維持できるか否か」は時間の経過や技術の発展に伴い、変化するというのだ。例えば、「独自の経済的生活の維持」も以前であれば無理であったかも知れない、しかし現在の技術を以てすれば、可能である。それ故、時間の経過とともに、以前は「岩」であった陸域も「島」と成り得るという議論だ⁸⁾。

ただ、何を解釈変更の名分とするかは決定的に重要でない。指摘したように、あくまで国益なのである。その点、4月20日になされた柳明桓（ユ＝ミョンファン）・第一外務次官の発言にも耳を傾けなくてはなるまい⁹⁾。そこでは竹島が「島」か「岩」かという問題は「副次的」であり、大事なのは「何が国益となるのか」であると明らかにしているのだ。

イム＝ジョンソク（임종식）委員

「政府は竹島と隠岐を基点とする EEZ 交渉を始めなくてはならないでしょう」

柳明桓・第一外務次官

「それは未だ、政府内で・・・」

イム＝ジョンソク委員

「研究検討中だ。そのようにだけ・・・」

柳明桓・第一外務次官

「検討中であるため、『何が我々の国益となるのか』という事は、政策選択の問題です。竹島が島なのか、あるいは岩なのかという、そのような事は副次的なものでして」

イム＝ジョンソク委員

「分かります」

柳明桓・第一外務次官

「我々は、『どれを基点とするのが我々の国益となるのか』、また『国際的な支持を得られ、合理的なのか』という所から出発します」

2006年4月、韓国政府は竹島を未だ、「事実上、岩」と見なしていた（それ故、「隠岐－鬱陵島中間線」を事実上、採用していた）。しかし、国益に合致すると判断されれば、条約解釈を変更し、同陸域を「島」と解釈し得るとの意思を公の場で論じていたのである。

さて、竹島近海調査企図を巡って緊張状態に陥った日韓両国だが、4月21日から22日にかけて行われた外務次官級協議を経て、3点の合意が得られた¹⁰⁾。韓国政府はそれを以下のように発表している。第一に「日本は計画された海底地形調査を中止する」、第二に「韓国は、韓国の正当な権利である海底地名登録を将来、必要な準備を経て適切な時期に推進する」、そして第三に「局長級 EEZ 境界画定会談を早ければ5月中にも開催する」、の計3点である。いわば、日本側は調査の中止、韓国側は地名登録を「適切な時期」が到来するまで延期する事になった訳だ。

その三点合意がなされてから数日後の4月25日、盧武鉉（ノ＝ムヒョン）大統領より「日韓関係に対する大統領特別談話文」が出された。そこで、外交方針の変更が指摘されたのである¹¹⁾。以下、参照されたい。

「日韓間には未だ排他的経済水域の境界が画定できておりません。これは日本が竹島を自分の領土だと主張し、その上、竹島基点まで固執している為です。日本海 of 海底地名問題は排他的経済水域の問題と連関しております。排他的水域（原文のまま－引用者註）の境界が合意されていない中、日本が我々の海域の海底地名を不当に先占しているので、これを直そうとする事は我々の当然の権利です。従って日本が日本海 of 海底地名問題に対し不当な主張を放棄しない限り、排他的経済水域に関する問題もこれ以上

先延ばしにする事が出来ない問題となり、結局、竹島問題もこれ以上、静かな対応で管理できない問題となりました。竹島を紛争地域化しようとする日本の意図を憂慮する見解が無い訳では無いのですが、我々にとり、竹島は単純に小さな島に対する領有権問題ではなく、日本との関係において、間違った歴史の清算と完全な主権確立を象徴する問題です。公開的に、堂々と対処していくべき事です」¹²⁾

この大統領談話が出されてから約一週間後の5月3日、外交通商部は部に「竹島／EEZ 対策タスクフォースチーム」を発足させている¹³⁾。なお、チーム長は尹炳世（ユン＝ビョンセ）外務次官補¹⁴⁾であった（本稿執筆時、外交部長官）。続いて5月11日、同部・東北アジア1課が事務補助員（インターン）の再募集公告を出すのである（実は、先ほどのタスクフォースチームに関連して、事務補助員の募集をかけていたのだが、申込期間が短すぎたとの理由で、同日、再募集をかけている）。以下、その採用文の一部である。

「外交通商部・東北アジア1課は竹島／EEZ 関連のタスクフォースチーム業務を補助する事務補助員の採用計画を明らかにしたところですが、より多くの方々の参加を促そうと、以下のように受付期間を延長し、再公告するので、関心ある方々の積極的な志願をお願いいたします」¹⁵⁾

採用人員は1名¹⁶⁾。資格要件は4年制大学卒業以上で英語、日本語が出来る者。日韓関係、韓国史の素養がある者。そして国際法、特に海洋法関連で学位を有している者は優待するとの事だった。要件が実に合目的的である。

なお業務内容だが、竹島に絞られている。曰く、「竹島問題（EEZ、海底地名問題）、専担」。ただ、具体的には「国内外の各種言論動向の収集及び広報業務」、「体系的な資料収集およびアップデート、竹島関連の嘆願処理」が挙げられていた。

以上の流れを受けた翌月の6月、彼ら是对日政策で動きを見せるのであ

る。韓国の排他的経済水域を定めるにあたり、竹島を基点にするというのだ。これは、従来の議論を覆す決断である。先ず6月7日、外交通商部長官による定例ブリーフィングがなされた。その際、長官は同月12日から13日の間に開催予定である日韓 **EEZ** 境界確定交渉に関し、日本のフジテレビから韓国が有している基本的立場は何か質問されたのである。これに対し、長官は以下のように答えた。

「我が政府としては、過去、日本と **EEZ** 境界画定会談をする過程で、諸々の国際法上の名分や実利等の面で我々が有利な面があると判断し、妥協の為の一つの方案として鬱陵島 - 隠岐中間線を提示したことがありました。しかし、その当時、我々が国民にも度々、（そして - 引用者註）対外的にも明らかにした通り、竹島基点の使用を完全に排除したことは無かった点を申し上げ、実際、このような内容を交渉過程でも日本側に明らかにした事があります。しかし、日本が継続して過去のように竹島を基点とする不合理な主張と行動を継続する場合、今度の会談で我々が竹島を基点と主張しない訳にはいかない、このような状況が来たのではないか、このような考えを持っております」¹⁷⁾

竹島は韓国の **EEZ** 基点である。このような政策変更を日本政府に伝える意気込みが伝わってくると言って良いだろう。事実、境界画定会談では今までの立場を変えて、竹島は韓国の **EEZ** 基点であるとの主張を日本側に伝えてきたのだ。会談終了から約二週間後の6月26日、外交通商部長官は、立場の変更に至った背景を以下のように説明している。

「日本側が継続して竹島を自国の基点として主張し、4月には我々の **EEZ** である事が明白な水域で海洋科学調査を推進する等、竹島領有権主張を行動に移している点を勘案し、竹島基点を、日本海上の **EEZ** 境界画定の為の我々の基本的な立場である旨、明確に提示しました」¹⁸⁾

実は同日、外交通商部自身、この度の政策変更を国際法の観点からも説

明している。しかし、非常に簡単なものであり「関連国際法に照らして見て、充分、それ自体の EEZ を持ち得ると判断」¹⁹⁾ したと論じているに過ぎない。また、海洋行政を担っている海洋水産部も以下のように論じただけだった。曰く「第 5 次日韓 EEZ 境界画定会談でも竹島基点使用を我が国の基本的立場として提示しました。これは国連海洋法の解釈、他国の先例、我々の全般的な交渉戦略、日本の交渉態度等を総合的に勘案して、竹島基点使用を我々の基本的立場として発展させたものです」²⁰⁾。

ただ、今まで竹島をめぐる韓国政府による国際法の接し方を本稿で取り上げて来た訳だが、やや「釈然としない説明」ではある。「国益に基づいて、国際法を解釈する」、「竹島が『島』か『岩』かは、副次的な議論」と言った従来からあった説明が影を潜めたのだ。

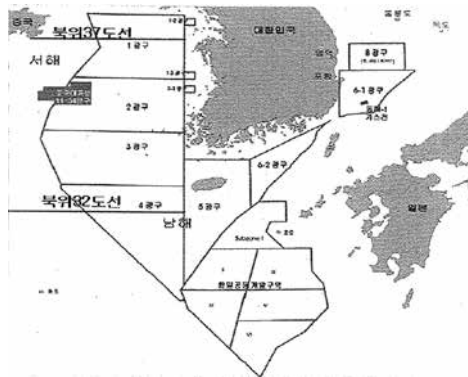
ただ皮肉にも韓国政府による決断が新たな問題に繋がるのである。竹島を韓国の排他的経済水域設定の為の基点とする。この一点だけを見れば、韓国による日本への対抗措置と言って良いだろう。しかし、より広い視点で見た時、いかながなものなのかという疑問が議会から出てくるのである。

図 2 童島の位置 (図の下部・中央に통다오と表記)²¹⁾



東シナ海に童島という中国領がある (図 2 を参照)。韓国政府が竹島を「島」とみなした場合、中国政府が同陸域を「島」である旨、言い張って来るかも知れない。そして童島が「島」となった場合、韓国が設定している第四鉤区 (海底鉤区／図 3 を参照) の多くが中国側の排他的経済水域に編入されてしまうのだ。いわば、竹島を「島」とみなす事が、今後の対中交渉に不利となるのではないかという危惧が表明されたのである²²⁾。

図3 第四鉱区（済州島南西に設定されている三角海域／4 광구）²³⁾



この指摘は議員が「思いつきの」、「揚げ足取り的」に出したとはいいがたい。既述したように、韓国政府自身、竹島を「岩」と解釈しておく方が対中 EEZ 境界画定交渉で有利だと新・日韓漁業協定締結時に認めていた為である（前稿を確認いただきたい²⁴⁾）。いわば、韓国政府自身が認めていた懸念事項を自ら引き寄せてしまったのである。この問題点に対し同年 6 月 26 日、韓国政府は新たに、以下のような対処策を明らかにした。

「ある島や岩が EEZ 基点として使用できるのか否かは、該当する島ないし岩の大きさ、人間の居住可能性、独自の経済生活、営為可能性、位置等、諸因に従い独自の決定されるべき問題である。（中略）我々が竹島基点を使用する場合、東シナ海の境界画定において不利だという一部主張があるが、我々としては竹島基点を使用したとしても、東シナ海の EEZ 境界画定に影響が及ばないように、充分検討し備えている」²⁵⁾。

ここで、既に取り上げた、外交通商部の長官発言を再確認したい。約二ヶ月前の 2006 年 4 月 18 日、長官は「岩」か「島」かを論じる際、二つの基準があるとしていた（人間の居住可能性／独自の経済生活）。それが同年 6 月 26 日になると、「岩」か「島」かを決める際、検討すべき点が増えているのである。さらにそれは「独自の決定されるべき問題」であるとも論じたのだ。いわば韓国政府が「岩」と認定すれば、それは彼らにしてみ

れば絶対「岩」なのである。

その上で、国会で上記の童島問題が提起された時、政府は「今後、無人岩石島嶼が EEZ 基点として使用されることを認定しない」²⁶⁾と回答したのだった。竹島は「島」となりえても、東シナ海にある中国側の一部陸域（「童島」と名指しはしなかった）は「島」となり得ないのである。国益を設定した上で条約を解釈するとの方針に「ブレ」は無い。

ただ、そのような整理を行ったとしても、やはり従来の説明と矛盾がある事も事実なのである。そうであればこそ、2008 年 10 月、鄭夢準・委員が柳明桓・外交通商部長官に噛み付いたのだ²⁷⁾。従来の外交当局の説明によれば、竹島は基点足りえない無人の岩であり、かつ、仮に基点としてしまった場合、東シナ海における日韓／中韓海上境界交渉の際、韓国側に不利になるとの事だった（日中両国が同海域における陸域を、排他的経済水域設定の為の基点として認めるよう主張していた為である。韓国側がこれを認めた場合、自国の水域は減少してしまう。日中の主張を封殺する為、竹島もまた、基点足りえないとしておいた方が有利だとの論理である）。

従来、竹島は東シナ海における海上境界交渉と連動しているとの整理であった。しかし、東シナ海において特段変化が生じた訳でもないのに、何故、竹島だけ 2006 年に基点となったのか。委員は、政府が竹島を「島」と認めた事に対し「全く説得力がない」²⁸⁾と批判したのである。これに対し長官は従来の答弁を繰り返しただけである。曰く、「鬱陵島を基点と主張する時も、我々が竹島の使用を完全に排除したことは無く、妥協の為・・・何故かと言えば、鬱陵島と隠岐とで中間線を引けば、竹島が我々の EEZ 内に入ってくるようになる為、現実的な妥協をしようと・・・」²⁹⁾。

ただ、議会から「全く説得力がない」と批判されようと、重要なのは国益であり、条約解釈はそれにあわせるものである。この点を韓国政府は度々公言してきた。それ故、上記批判があろうとも、政府の方針が変わる訳でもなく、竹島はあくまで「島」なのである。

さて、節を締めくくるに際し、一点参考までに指摘しておきたい。以上を以って、中国は対韓交渉で一つ、乗り越えるべき問題を新たに抱えてしまったと「他人事」のように捉えてはならない。日本政府が特定の陸域を

「島」である旨、訴えたものの、韓国側から「岩」であると反論された事例もあるのである。代表的なものとして沖ノ島（東京都）³⁰⁾や鳥島（長崎県）³¹⁾があるのだが、海上保安庁と関連した事例を挙げれば魚釣島（沖縄県）がある。勿論、魚釣島（尖閣）と言えば中国による諸行動を思い起こす者もあろうが、筆者はその点について取り上げたい訳でない。1999年2月15日及び17日に発生した「尖閣問題」の事を言っているのだ。

2月15日に101 ソニャン号（101 선양호）、同月17日に101 ウジョン号（101 우정호）が魚釣島近海で海上保安庁の船艇に拿捕された³²⁾。いずれも韓国漁船なのだが、問題はその漁をしていた海域である。日本が主張する EEZ 内にあったのだ。これを受けて金善吉（キム＝ソンギル）海洋水産部長官は「日本が EEZ 適用の基点とみなす釣魚島（原文のまま／中国式名称を使用 - 引用者註）は国際法上、EEZ を持ち得ない岩に過ぎないので、日本の韓国漁船拿捕行為は不法、不当だと考える」³³⁾と表明したのだ。彼らにしてみれば沖ノ島や鳥島のみならず、魚釣島も「岩」なのである（尖閣諸島関連で「独自の主張」を展開しているのは中国政府だけでない）。今までの議論を念頭に論ずれば、魚釣島は「岩」であってこそ、韓国の国益上、望ましいのである。

（2）変わらない職員研修／変わらない竹島・三線警備

今まで主に韓国外交当局によりなされてきた「竹島に関する法的主張」に着目して議論を展開してきた。しかし、それが日本政府に対する「言いっ放し」で終わっていては意味もあるまい。いわば、その主張に基づいて「韓国が有するとされる、竹島近海の法的権利等」を日本からいかに守るのかという課題が生じるのだ。

ここで「韓国・海上警備当局による竹島警備」と「条約解釈問題」の関連性について確認しておきたい。2006年6月以後、当局は竹島が「島」となった事を職員に対し、どのように教育したのだろうか。また、条約解釈の変更を契機に、竹島警備体系 - 「三線警備」 - はどのように変化したのだろうか。先に答えを提示しておく、実はあまり変化していないのだ。この点について以下、論じよう。

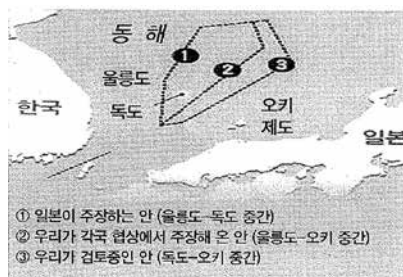
韓国政府による政治的決断により、特定の陸域が「岩」とされたり「島」となったりするのだが、これによりある種の「混乱」も生じてしまう。確かに韓国の外交当局レベルでは、先ずは国益を検討し、その上で竹島を国際法の中で位置づける作業を行って来た。しかし現場で実際に業務にあたる海洋警察職員（現・国民安全處／海洋警備安全本部職員）の研修では、それが充分徹底されていなかったのである。2009年に刊行された彼らの部内研修用教材では従来の条約解釈をそのまま教えていたのだった。以下、参照されたい。

「竹島は経済水域境界画定の基点としての地位を付与され得るのだろうか。竹島は火山岩で生成された2個の大きな岩島と33個の岩石で構成された岩島群で、現在韓国の警察が駐屯しており、民間人1家族の住民登録がなされている。そして通信施設があり、船舶接岸施設が築造されている為、ひとまず民間人の居住の為の施設面での基本的な要件を備えているものと見る事が出来る。しかし、先ず食料と飲み水の自給という面で見れば、独自の経済生活の持続要件を充足できないと言うのが現実的な批判だ。従って、竹島は韓国の領土として独立した領海と接続水域を持ち得るが、経済水域と大陸棚は持ち得ないと見る見解が、国連海洋法条約121条3項を正しく解釈して適用しているものと判断される」³⁴⁾

引用部分末尾の下線部は本稿筆者が引いたものでない。教材に記されていたのである。それほど重要であると教材執筆者も考えたのだろう。しかし、これでは2006年6月以後の韓国外交当局は、「121条3項を正しく解釈して適用して『いない』」事になってしまう。かかる教材をもとに研修を受けた職員が現場第一線で業務に当たっていたのだ³⁵⁾。

ただ竹島が従来「事実上、岩」であろうと、2006年6月に「島」となろうと、竹島海上警備に当たる当局からすると、決定的な違いが生じないとも言えるのである（後述するが、2006年6月の条約解釈変更時よりも、むしろその一年前の2005年6月の方が、より明白な変化を確認できる）。先ずは図4を確認いただきたい。

図4 三種類の中間線³⁶⁾



上の図は韓国・海洋警察庁の公刊物より抜粋したものである。さて、図の下部に記されている韓国語の説明を見よう。「①日本が主張する案（鬱陵島 - 竹島中間）」、「②我々が各国との交渉で主張してきた案（鬱陵島 - 隠岐中間）」、「③我々が検討中である案（竹島 - 隠岐中間）」。

いわば、①が日本政府の主張、②が従来の韓国政府による主張、そして③が2006年6月以後の韓国政府による主張である。竹島が「事実上、岩」から「島」になったという条約解釈の変更とはすなわち、韓国政府が日本政府に対し要求する EEZ 境界線（中間線）が②から③に移行したことを意味する。ただ一方で、彼らの竹島警備体系 - 「三線警備」 - そのものは大きな影響を受けなかったのだ。

先ず 2005 年段階、すなわち竹島が「事実上、岩」であった時の竹島警備・艦艇等配置状況を確認したい。ここで事実関係を再確認しておこう。島根県議会による「竹島の日」の制定を受けた 2005 年 3 月、海洋警察庁は竹島警備の為、「三線遮断海上警備網」をとっている旨、議会に説明している³⁷⁾。その際、第一線は「日韓境界海域」、第二線は「浦項東方 70 マイル海域」、そして第三線は「竹島専担艦艇による最終遮断警備」にあるとされた。ただ同年 6 月 11 日、日本の民間人が竹島上陸を企図したのである³⁸⁾。その約二週間後の同月 24 日、海洋警察庁は新たな資料を発表し、自らの警備構想を明らかにしたのだった³⁹⁾。それによると、「平常時」と「状況発生時」の二種類の警戒ラインを有している旨、論じているのだ。「平常時の警戒ライン」として、第一線が「竹島南東方 40 マイル」、第二線は「領海線」、そして第三線は「旅客船安全護送」とであると主張されている。一方、

「状況発生時の警戒ライン」として「40 マイル圏」、「24 マイル圏」、「15 マイル圏」に引かれるとされたのである。

ここで先ず注目しておくべきは、「3 月の議会説明」と「6 月 24 日の発表内容（平常時版）」である。領海警備をする際の警戒ラインが「二つ」^{4 0)}しか無いのだ。前者では「浦項東方 70 マイル海域」を、そして後者では「旅客船安全護送」^{4 1)}を取り上げている。「浦項東方 70 マイル」であれば、竹島から地理的に離れており、同勢力が直接、領海警備に従事するものとは考えづらい。同様に「旅客船安全護送」任務についている艦艇も、領海警備とは直接関係ない。

しかし既述したように、6 月 11 日には船艇を使用した民間人による竹島上陸企図があった。それ故、韓国側の海上警備当局にしてみれば、脅威が一層現実化してきた訳である。事実、「6 月 24 日の発表内容」では 3 月の議会説明になかった点にも触れているのだ。「状況発生時」には、「24 マイル圏」（竹島を基点とした接続水域という意味であろう）を専門に警備する艦艇を配置すると言うのである。これが意味するところを韓国の国内法から確認しておきたい。彼らは竹島上陸を企図する民間船舶への対処方法を既に公表している^{4 2)}。以下、概観しておこう。

先ず竹島基点の接続水域に日本の民間船舶が「入ろうとした」としよう。その際、韓国の海上警備当局は刑法（136 条、137 条、144 条）、領海及び接続水域法（5 条、6 条、6 条 2 項、7 条）、出入国管理法（11 条、12 条、74 条、93 条 3 項、99 条）、文化財保護法（33 条）、文化財庁独島管理指針等に基づき、以下の行動をとる旨、明らかにしている。

当該船舶が竹島上陸を目的としている点が「明らかな時」、彼等は以下 4 点を実施する。第一に、無線による呼びかけを行い、航海目的等を把握する。第二に、乗船者等が上陸申告をしているかを確認する（そして未申告の場合は、回航を要求する）。第三に、当該船舶が接続水域に侵入した時、拿捕も可能である旨、警告する。そして第四に停船、立入検査、拿捕の準備をするのである。

次に当該船舶が竹島上陸を目的としている点が「不明な時」、彼等は以下 3 点を実施する。第一に、無線による呼びかけを行い、航海目的等を把握

する。第二に、動向監視および警告放送を持続する。そして第三に竹島上陸を試みる時、処罰がある旨、警告する。

さて、次に竹島基点の接続水域に日本の民間船舶が「入った」としよう。その際、海上警備当局は刑法（136 条、144 条）、領海及び接続水域法（5 条、6 条、6 条 2 項、7 条）、出入国管理法（11 条、12 条、74 条、93 条 3 項）に基づき以下の行動をとる旨、明らかにしている。

当該船舶が竹島上陸を目的としている点が「明らかな時」、彼等は以下 2 点のいずれかを実施する。第一に、停船させ、立入検査後、拿捕する。第二に、停船命令に応じない時、強制停船を試みる。

ただ当該船舶が竹島上陸を目的としている点が「不明な時」（すなわち無害通航の可能性を否定できない時）、彼等は以下 2 点を実施する事となる。第一に、動向監視および警告放送を持続する。第二に竹島上陸を試みた時、処罰が可能である旨、警告するのである。

さて以上から拿捕、強制停船等は（領海侵入時ではなく）接続水域侵入時にとり得る措置である事が理解できよう（それ以前はあくまで警告放送、監視等が主となる）。一方、2005 年 3 月段階の議会説明によれば、竹島警備は「竹島専担艦艇による最終遮断警備」、「日韓境界海域」、それぞれを担う二勢力により実施されるはずだった（その二勢力の内、どれが接続水域における法執行を担う予定であったのか説明はない）。それが同年 6 月 24 日（状況発生時版）になると、「24 マイル圏」を担当する勢力が提示されている。接続水域における法執行を専門的に担う艦艇配置が確認できるのであり、同年 3 月の議会では説明されていなかった点である⁴³⁾。6 月 11 日の上陸企図事件が、彼等の警備体制をより強固なものとした訳だ。

しかし、筆者が強調したいのは、ここからである。「6 月 24 日の発表内容」にある「竹島南東方 40 マイル（平常時版）」、そして「40 マイル圏（状況発生時版）」への艦艇配置の意味である。そこで彼らは「前進探索警備（平常時版）」／「前進探索追跡（状況発生時版）」を実施するとそれぞれ論じていたのである⁴⁴⁾。ここで言う「40 マイル」とは、先ほどの図 4 で示された③の線に相当すると言って良いだろう。竹島と隠岐の距離が 85 マイルである為だ⁴⁵⁾。すなわち、彼らは竹島を「事実上、岩」と解釈してい

た時期から - いわば「隠岐 - 鬱陵島中間線」を論じていた時期から - 、警備戦術面では「竹島 - 隠岐中間」地点に警戒ラインを引いていたのだ。そうであればこそ、表現はあくまで「竹島南東方 40 マイル」／「40 マイル圏」なのであり、決して「日韓 EEZ 境界」とはならないのである。

ただ、ここで注意しておかなくてはならない、韓国政府当局者による指摘もある。2006 年 4 月、韓国政府は竹島近海調査を企図した海上保安庁の測量船を拿捕し得る旨、論じていた。同年 4 月 20 日、海洋警察庁の政策広報担当官は三段階の対海上保安庁・警備戦術を有している点を明らかにしており、その際同担当官は、日本側に対し警告放送を発する海域として「排他的経済水域の境界線（竹島 - 隠岐群島の中間線）」⁴⁶⁾と説明してしまっている。既述したが - 政策広報担当官が発表した二日前の - 4 月 18 日、外交通商部長官も確認した通り、竹島は「事実上、岩」なのである（「隠岐 - 鬱陵島中間線」に変更は無い）。そして同長官が日本との EEZ 境界画定交渉を前にして、マスコミ（フジテレビ）に条約解釈の変更を匂わせたのが 6 月 7 日であった。それ以前の段階で、海洋警察庁が条約解釈の変更を公表できるとは考えづらく、これは同担当官の取り違えである可能性はある。ただ同海域の法的性格は別として、警備艦艇の配置場所に限って言えば「竹島南東方 40 マイル」も「排他的経済水域の境界線（竹島 - 隠岐群島の中間線）」も大きな違いは無いのだ。

さて、竹島が「島」となった後に発表された竹島警備手法では、いかなる警戒ラインを想定しているのだろうか。2007 年 1 月に公表された『2007 年度主要業務計画』（海洋警察庁編）、2008 年 1 月に公表された『2008 年度主要業務計画』（海洋警察庁編）、そして 2009 年 12 月に発表された『第 18 代国会・独島領土守護対策特別委員会活動経過報告書』（同・特別委員会編）を見ておこう。

2007 年版資料（図 5 を参照）では警戒ラインとして「1 線：EEZ」、「2 線：接続水域」、「3 線：領海」と三区区分っており、2008 年版資料（図 6 を参照）では竹島を中心に「1 線」、「2 線」、そして「3 線」を描いている。そこには 2005 年 3 月に議会で発表された「浦項東方 70 マイル海域」や 2005 年 6 月 24 日に発表された「旅客船安全護送」（平常時版）と言う

説明は無い。また、2009 年版資料 (図 7 を参照) では三つの警戒ラインを提示した上で、その海域を「竹島南東方 40 マイル」、「竹島 24 マイル圏」、そして「竹島 12 - 15 マイル圏」としたのだった。以上の配置状況は 2005 年 6 月 24 日に公表された「状況発生時の警戒ライン」の延長線上にあると言って良いだろう。事実、艦艇配置状況は竹島が「事実上、岩」であった時と大して変わらない。このように考えると、竹島が「事実上、岩」であろうと「島」になろうと、三線警備の再外郭警戒ラインは、「竹島 - 隠岐中間線」なのである。例えば竹島が「事実上、岩」の時は「隠岐 - 鬱陵島中間線」を、「島」となった後は「竹島 - 隠岐中間線」という理屈ではない。警備体制の変更点を確認するのであれば「2005 年 3 月の議会説明」と「2005 年 6 月 24 日の発表 (状況発生時版)」の違い - 接続水域における法執行を専門的に担う勢力の配置 - の方がより明確である。

図 5 竹島周辺海域 3 線警備体系図⁴⁷⁾

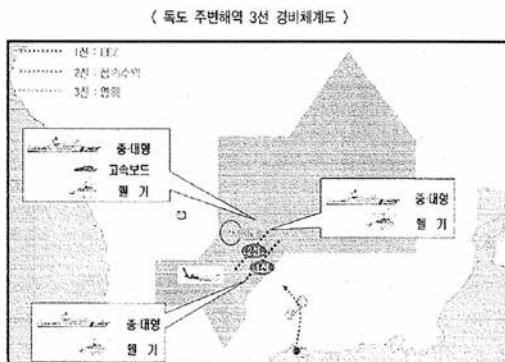


図 6 竹島周辺海域 3 線警備体系図⁴⁸⁾

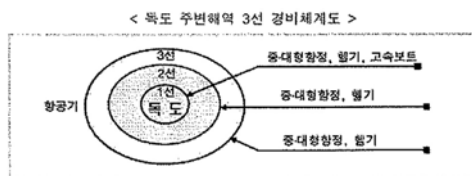


図7 竹島偶発状況発生時警備勢力配置図⁴⁹⁾

(3) 「竹島 - 鬱陵島中間線」主張を認めず - 韓国による海洋調査

前節では条約解釈の変更が竹島・三線警備に対し、さほど影響を与えていなかったと指摘した。ただ、それは韓国側の変化が皆無であったと言う意味でない。彼等は条約解釈変更後、新たな警備手法も提示してきたのだ。前節冒頭でも指摘したように、「竹島近海に存在するとされる彼等の法的権利等」を日本に対し「言いつ放し」の状況で終わってはいない意味がないのであり、それをいかに守るのが同時に問われていたのだ。ただ、論点が前節で扱った「領海警備」ではなく、「竹島近海の法的権利等の警備」にあったのである。以下、この点について論じたい。

新・日韓漁業協定は、日本政府による主張（竹島 - 鬱陵島中間線）を「受容したとの誤解を受け得る」と議会で非難されていた。確かに韓国政府自身、彼等の懸念を打ち消すよう説得を試みてきたが、大きな成果が有ったとも言いがたい。これら前稿で論じた点を思い起こして頂きたい⁵⁰⁾。

竹島が「島」となった一ヵ月後の 2006 年 7 月、韓国は日本政府による主張を受け入れていないとの意思を行動で示してくるのである。それが韓国による海洋調査活動だ。7 月 2 日、韓国の海洋調査船（国立海洋調査院所属、海洋 2000 号）が、日本海側で海洋調査を実施する為、釜山を出港した⁵¹⁾。問題は、その対象海域の中に「日本政府が主張している排他的経済水域（すなわち竹島 - 鬱陵島中間線以東）」及び「竹島領海内」が入っている点にある。いわば、韓国が管轄する海域がどこまでであるかを日本政府

に示す為の総決算事業である。

当該調査船が、竹島 - 鬱陵島中間線を越えたのが同月 5 日 6 時 35 分、そしてそのまま竹島領海内に侵入したのが同日 7 時 45 分^{5 2)}。なお領海を去ったのが同日 14 時 10 分、そしてそのまま竹島 - 鬱陵島中間線を去ったのが同日 20 時 50 分であった。ところで、韓国政府自身、合計 54 箇所、調査を実施した旨、発表している。そして、日韓双方の排他的経済水域に関する主張が重複する海域でも 4 箇所、竹島領海内でも 3 箇所、調査を実施したと論じたのだった。

さて、この事案を前に、彼らは海上保安庁の巡視船艇による「妨害活動等」を想定した警備手法を練っていた（そして後日、その内容を公表している）。以下、論じたい^{5 3)}。

先ず、海洋 2000 号が「探索区域に到着せず、単に日本政府が主張する EEZ 中間線を侵入した状況」、及び「探索区域に到着したが、探査行為をしていない状況」の二点を想定している。これに対し彼らは日本側が「警告、退去要求」等に見られる「低強度対応（非武力的対応）」を取ってくるものと予想していた。この場合、韓国側は「国連海洋法条約及び国際慣習法上保障された航海の自由を明白に侵害している事を日本側に強く警告」するとしていた。ここで想定されていたのは、あくまで日韓海上警備当局間の「言葉でのやり取り」である。

さて、次は海洋 2000 号が「探索区域に到着し、探査行為を実行している場合」である。この場合、彼等は日本側の行動を大きく分けて二種類あり得ると考えていたのである。

第一に、日本側が（先程と同様）「警告、退去要求」等に見られる「低強度対応（非武力的対応）」を取ってくる可能性である。これに対する対処方法も決まっており、韓国側は「韓国 EEZ 内での正当な海流観測調査活動である点を主張しつつ、韓国の正当な権利行使妨害行為に対し強く警告し、退去を要求」する旨、論じていた。

第二に、日本側がさらなる高度な対応をしてくる可能性にも言及している。実は彼等自身、海上保安庁側が「高度対応（武力的対応）」を取ってきた場合の対処策も検討しており、それを公表しているのである。その際、

海上保安庁は三種類の「武力的対応」を取ってくるものと予想していたのだった。

第一に「海上保安庁の船艇等を利用して、韓国側の調査船を押し出す方式」である。これに対する韓国側の対応策は以下である。曰く「(韓国側が - 引用者註) 先に挑発したり、相手の行動に合わせた対応をしたりする事を最大限自制する。韓国側が衝撃を受ける被害者になる事が、国際世論や今後の外交関係で有利。人的、物的被害時、将来、国際法上、国家責任に基づいた補償要求も可能である」。簡潔に述べれば、「被害者としての韓国」という立場を国際社会に訴える事により彼等は外交上有利になり、さらに日本政府に対し補償も要求できるという作戦である。

日本側がとって来るかも知れない第二の「高度対応(武力的対応)」として「(空砲弾を使用した) 警告射撃」があった。その場合、韓国側はいかに対応するのだろうか。その際、彼らは「(韓国側も - 引用者註) 空砲弾による警告射撃を行う事により、相手の行動に合わせた対応をする。先に挑発をする事を禁止する」と論じている。あくまで、先に撃つのは海上保安庁なのであり、韓国側は(日本側の行動に合わせ) 空砲弾により「返答」するのである。

それでは最後に、彼らが想定していた、日本側による第三の「高度対応(武力的対応)」とは何か。海上保安庁からの「脅威射撃」⁵⁴⁾である。これに対する、彼らの対処策は、説明不足ながら、率直さだけは伝わってくる。曰く「脅威射撃はすなわち戦争。自衛権の発動で総力戦」⁵⁵⁾なのである。ただ、実は、彼ら自身、海上保安庁からの「脅威射撃」なるものが具体的にいかなるものなのか、説明していない。しかし、既述した「日韓海上警備当局間における空砲弾のやり取り」以上の状況である事は間違いあるまい。何せ「戦争」、「自衛権発動」、「総力戦」に突入するような事態なのである。

さて、当然ながら、以上に見られる事態は政治的負担が大きいと彼ら自身も認めている。それ故、現実的に出来る最高レベルの対応が「韓国側艦艇による日本船舶の押し出し」である事も論じているのだ(それ故、先ほどより論じている作戦は、あくまで海上保安庁側が先に手を出して来た場

合の対処手法である)。ただ海洋調査活動の実施という点では一切妥協しないとの見解も示しているのだ。以下、『海洋 2000 号』の調査位置に伴う、日本の段階別予想行動及び対応措置」である。参照されたい。

「 - 韓国側 EEZ 内で調査活動をしている時 - ⁵⁶⁾

国連海洋法条約第 56 条 1 項 (b) の (ii) 及び排他的経済水域法第 3 条第 2 号の (4) に基づき、韓国は沿岸国として、海洋科学調査に対する管轄権を有する。従って、海洋 2000 号の海洋科学調査は我々の固有の権利の行使である為、日本側の妨害時、退去要求等、断固対処して調査を強行する」

「 - 竹島領海内で調査活動をしている時 - ⁵⁷⁾

日本の巡視船の調査妨害は国連海洋法条約、領海及び接続水域法に明示された領海に対する主権の権利侵害である為、外交的負担を甘受したとしても断固対処して、調査を強行する」

従来、韓国の海上警備当局が想定していた主な竹島関連事態とは「船舶を利用した、民間人による竹島上陸企図 (2005 年)」、「海上保安庁の船艇による竹島領海内侵入および韓国遊覧船への危害行為 (2005 年)」⁵⁸⁾、「海上保安庁の船艇の拿捕 (2006 年)」等であった。2006 年 7 月、韓国は日本政府の主張 (竹島 - 鬱陵島中間線) を認めないとの立場を明確にする形で海洋調査活動を実施した訳だが、それを陰で支えたのが上記、新たに準備された警備手法なのである。

結

国連海洋法条約第 121 条では「島の制度」を扱っている。これに基づいて韓国政府は従来、竹島の法的地位を「事実上、岩」としてきた。しかし 2006 年 6 月、韓国政府はこれを「島」に変更したのだ。ここで注目すべきは、その意味である。竹島の法的地位の設定は、韓国政府による竹島領有権の守護策と深く関わってくる為だ。そうであればこそ、この条約解釈の

変更はその領有権守護策の枠組変更を意味したのである。

以上を念頭に、本稿では二点の問題意識を設けた。第一に、従来の韓国政府は、具体的に第 121 条を使って、いかにして竹島領有権を守り抜こうとしたのか、そして第二に、2006 年による政策変更は、韓国側から見た竹島領有権守護策を展開する上で、いかなる課題を彼等に投げかけたのか、である。

先ず、第一の問題意識に対する結論を提示したい。彼等は極めて早い段階から竹島を「事実上、岩」と解釈する事により、日本政府との境界交渉の妥結を望んだ。その上で同陸域を韓国側の排他的経済水域に入れる事を志向し、それを日本政府が受け入れる事を期待していたのだ。

ただ、これに冷や水を浴びせたのが旧・漁業協定の破棄である。これにより韓国は追い込まれる立場となったのだが、外交戦術そのものに大きな変化はない。いわば、日本政府が竹島を日本領と見なし「島」と見なしたとしても、韓国政府は同陸域を韓国領と見なし「事実上、岩」と解釈する事により、新・漁業協定の締結に漕ぎ着け、無協定状態を免れたのである。

韓国政府にとり無協定状態だけは避けたい事態であった。事実、新・漁業協定が署名される直前になされた外交通商部長官の指摘を思い返したい⁵⁹⁾。韓国政府が竹島を「島」である旨解釈した場合、日本政府が領有権主張を取り下げない限り交渉は出来ず、結果的に竹島周辺海域は無協定状態と化してしまう。その場合日本の国内法が、日本政府が想定している排他的経済水域(竹島 - 鬱陵島中間線、以東)で執行される事態となるのだ。具体的に論ずれば、海上保安庁の船艇が竹島近海で韓国漁船等に法執行をし出すという状況である。そしてこのような事態こそ、領有権問題への飛び火を招来してしまうという訳だ。

この理屈は 2005 年の「竹島の日」制定の際にも外交通商部自身、指摘していた事である。また、2006 年 4 月 - 海上保安庁による竹島近海調査企図時 - も外交通商部長官自身、協定維持の重要性に言及していた事を確認しておこう。いわば「竹島を『事実上、岩』と解釈しておく事により領有権問題への飛び火を防ぐ」と言う方針を韓国側は採用していたのである。条約の運用により、竹島領有権を守り抜く作戦と言えよう。

次に、第二の問題意識に対する結論を提示したい。ただ、その為には先ず確認しておくべき事が二点ある。第一に、先程指摘した、韓国政府が従来から恐れていた構図 - 「無協定状態の招来」、「竹島近海における海上保安庁による法執行活動」、「領有権紛争への飛び火」 - の確認である。このような事態は（日韓関係、或いはより幅広い国際関係に与える影響は別として）理屈だけを考えれば（日本政府による、新・漁業協定第 16 条 2 項に基づく破棄通告により）本稿執筆時現在でも、起こり得る事である。

第二に、そうでありながら、彼等は竹島を「島」と解釈してしまった点を確認したい。先程取り上げた「恐怖」があればこそ、彼等は竹島を「事実上、岩」と解釈する事により、日本政府との領有権争いにより生じる対立点をぼかしていたのである。上記二点を再確認されたい。

勿論、漁業協定破棄が日本政府にとり、現実的選択肢となり得るのか否かは別問題である。あくまで韓国側が無協定状態を継続して恐れていたと言う事実に注目すべきだろう。想定すべきは、我々がイメージする日本／海上保安庁ではなく、彼等が公的な場で論じ、そして作り上げてきた日本像であり、海上保安庁像である。特に前稿で取り上げた「日本の思惑」論を想起されたい⁶⁰⁾。長官自身、日本は竹島を国際紛争地域化しようと言う思惑を昔から持っていた旨、論じている。彼等が公的に相手にしているのは、「そのような日本」なのだ。

以上を前提とした上で、彼等の「竹島・三線警備」があるのであり、「海洋調査船警備」があるのだ。確かに海洋警察庁の説明には一部「威勢の良さ」が目立つ点もある。しかしそれは「日本の思惑」論や「無協定状態の恐怖」とあわせて検討すべきであろう。いわば、ここで日本側の攻勢を許せば、日本は一層竹島を国際紛争地域化するかも知れないと言う懸念。一方、無協定状態となれば海上保安庁の巡視船がやってくるという恐怖。第二章の第二節、第三節で取り上げて来た警備戦術は、公的に形成されてきたこの懸念／恐怖を背景に編み出されたものなのである。それ故、彼等からすれば、日本側が協定破棄をしない範囲内で、韓国側の意思を強く見せ付け、そして日本政府の「思惑」を牽制したい訳だ。

ただ、脅威として無協定状態を想定しているのであれば、韓国側の海上

警備勢力に出来る事は限定的なものとならざるを得ず、外交当局自身、日本政府に協定破棄をさせない為の方策等が必要となるはずだ。これこそ、竹島を「島」と認定してしまったが故に韓国側が抱え込んでしまった、領有権守護上の新たな課題である（協定を維持出来ている間は「島」と解釈しても実害が即、発生する訳でもない。問題は破棄され、そして、それでもなお自らは立場を変える事なく「島」である旨、主張し続ける事にした場合である。また、韓国政府にとり協定破棄とは「机上の空論」ではなく、「過去、実際に経験した恐怖」である事も確認しておこう）。

実は近年になって韓国政府自身、「仮に実現すれば」漁業協定破棄対策と成り得る外交カードを議会で論じている。その点について、参考までに触れておきたい。（本当に実現するのか否かは別として）「米韓同盟により竹島を守る」という方策である。すなわち（尖閣諸島を日米安全保障条約の適用範囲としたように）竹島を米韓相互防衛条約の適用範囲にしようとする議論だ⁶¹⁾。前稿でも触れたように、韓国政府自身、2006年以前から竹島問題を巡って米政府からの支持取り付けの為、奔走した経緯がある（ただし、期待通りの結果は得られなかった）⁶²⁾。ただ、ここで取り上げたいのは「米政府による竹島防衛への関与」要求である。

仮にそれが実現すれば、日本政府が漁業協定を破棄したとしても心強いだろう。しかし、議会における論争、政府説明等を確認するに、その実態は（あくまで本稿執筆時段階ではあるが）韓国側の思惑通りに進んでいないのである。例えば2011年8月17日、キム＝ソンファン（김성환）外交通商部長官は竹島が防衛条約の適用範囲であると訴えた。しかし翌年2012年8月23日、米國務省スポークスマンが竹島問題を巡って” **We take no positions on that issue**”と論じてしまったのだ。これを受けて同月27日には先程のキム＝ソンファン長官自身、米政府が領土問題に対し中立的立場にある旨、韓国議会に説明している。さらに2014年2月13日、ケリー米國務長官の訪韓時、記者会見でハプニングが発生したのである。韓国人記者が、竹島は米韓相互防衛条約の適用範囲なのか否か、を質問したのだった。これに対し長官は明確に返答をしなかったのである。これを受けて同月18日、韓国議会より、政府に対し、米側の見解を確認するべきである

との意見が出てしまう。しかし、この指摘に対しチョ＝テヨル (조태열) 第二外務次官は、竹島が条約の適用範囲内にあるか否かを米政府に確認する必要は無い旨、返答したのだった。その理由として、従来から韓国政府の立場は米政府に伝えており、彼等は我々の考えを分かっているはずであると言うのだ。なお4月10日、チョ＝テヨン (조태용) 第一外務次官は米側に立場を確認する旨、論じたが、その後、同氏による明確な回答はなされなかった。そして2015年5月4日、尹炳世・外交部長官自身、竹島は米韓相互防衛条約の適用範囲であるとの見解を提示したものの、米側がその見解に同意しているか否かは触れなかったのである。

海上保安庁による竹島近海調査企図を契機に、2006年6月、韓国政府は従来の立場を捨て、竹島を「島」である旨解釈し、日本側に伝えた。しかし、これは以前より彼等が唱え続けて来た作戦をも否定する内容である。「事実上、岩」と解釈すればこそ漁業協定も締結でき、無協定状態を避ける事ができたのである。そして、そうであればこそ、海上保安庁の船艇が竹島近海で一斉に法執行をし出す事も防げたのである。この構図を自ら破壊してしまった彼等は、協定維持の保障をいかに構築するのだろうか。確かに近年、「米政府による竹島防衛への関与表明」確保に奔走しているようだが、本稿執筆時現在、明白な成果が出ているようには思えないのである。

※本稿の議論はどこまでも筆者個人の見解である。筆者が所属する組織 - すなわち海上保安庁 - の見解とは一切関係ないことを強調しておく。

注

- 1) 海上保安庁編、『海上保安レポート2007』、2007年、29頁。
- 2) 국회사무처편, 「제 259 회 통일외교통상위원회 제 2 차」、2006年4月18日、33頁。
- 3) 同上、38頁。
- 4) 野中健一、「韓国政府から見た竹島の法的地位 - 国連海洋法条約上の「岩」から「島」への転換 - (その1)」、海上保安大学校編、『海保大研究報告 - 法文学系』(第60巻第2号)、2016年、64頁 - 70頁。

5) 2008年9月2日、シン＝ヨンス（신영수）委員が、竹島を巡る諸問題（日本の中学校教科書記述問題／地図表記／防衛白書において、竹島が日本領であると記述された点、等）の原因として、新・日韓漁業協定の存在を取り上げた。同協定こそが、日本政府の上記諸行動を招来したとの主張である。ここで海上警備当局の責任者－カン＝ヒラク（강희락）海洋警察庁長－の答弁に注目したい。同氏はそれに同意したのだ。確かに韓国外交当局は、漁業協定を締結したとしても、竹島領有権は毀損されないと説明し続けてきた。しかし海洋警察庁長自身、その見解とは一定の距離を置いたのである。국회사무처편, 「제 278 회 국토해양위원회 제 1 차」、2008年9月2日、67頁。

6) 국회사무처편, 「제 259 회 통일외교통상위원회 제 2 차」、2006年4月18日、61頁。

7) 同上、33頁。類似の発言として以下も参照。同上、49頁。

8) 同上、51頁。

9) 국회사무처편, 「제 259 회 통일외교통상위원회 제 3 차」、2006年4月20日、14頁-15頁。なお、類似の対話として以下も参照。국회사무처편, 「제 259 회 통일외교통상위원회 제 3 차」、2006年4月20日、16頁。

柳明桓・第一外務次官

「(前半部分、省略) あまりにも明白な我々の領土である竹島が国際司法裁判所に、国際紛争手続に行くという事自体、私達は受け入れる事ができないので、それを源泉的に排除する為、基点も竹島にせず、鬱陵島にしたのです。我々が損益計算をした時、それが国際的な支持を一層確保でき、また万一の場合に我々の主張を国際裁判所やそのような所でする場合、何が強いのか、現実的に解決できる素地があるのか、方法が何か、このようなことを全て検討して鬱陵島を基点とし、日本に提示したのですが、不幸にも日本はそれに対し耳を傾けず竹島を国際紛争水域とする、そのような意図を持っていた為、彼らもそれが無理である事を知りつつ、竹島を基点として主張したのです。従って、この時点で我々がそのような立場を変えるのか、変えないのか、どちらに一層実利があるのか、どちらが国際的な支持を多く受ける事が出来るのかという政治的な判断問題であり、竹島が、2、3日前のどこかの新聞にも出ておりましたが、竹島が岩だ、いや島だという論争は、相当副次的です。国際法理論というのは国益に合うように・・・」

韓国政府から見た竹島の法的地位
112 一 国連海洋法条約上の「岩」から「島」への転換 - (その2)

チョン=イファ (정의화) 委員

「分かりました」

10) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。국회사무처편、

「제 259 회 통일외교통상위원회 제 4 차」、2006 年 4 月 26 日、2 頁 - 3 頁。

なお、当時交渉に当たった谷内正太郎外務次官（本稿執筆時、国家安全保障局長）によれば、この三点をどの順番で発表するか日韓間で決着がなかなか付かなかったとの事である。韓国側はあくまで日本側が先に測量中止を表明し（それを三点合意の内「第一点」として発表する事を主張）、それを受ける形で、韓国側が海底地名登録を将来、適切な時期に推進すると表明したい旨、訴えた（それを三点合意の内、「第二点」として発表する事を主張）。谷内正太郎、高橋昌之、『外交の戦略と志 - 前外務事務次官谷内正太郎は語る』、産経新聞出版、2009 年、63 頁 - 66 頁。

11) 盧武鉉は過去、海洋水産部長官の地位に就いていた事がある（2000 年 8 月 7 日 - 2001 年 3 月 25 日）。海洋行政の責任者であった当時、氏は竹島の法的地位に関する持論を議会で披露した事があった。2000 年 10 月 31 日、彼は、個人的見解と断った上で、竹島は「島」であると答弁したのである。これを受けて金洪春委員が、個人的見解ではなく長官としての見解を問いただしたところ、「海洋水産部長官としては竹島を島と解釈し、その根拠の上で常に主張し、また、それを貫徹する為、努力をすべきと考えます」と返答したのである。長官による「竹島は『島』であるとの発言」を受けて委員は「正しい答弁」であると満ちたのだった。その上で、委員は質問したのである。外交通商部長官は竹島を「岩」だと言っているが、それについてどう思うかと質問したのだ。これに対し盧武鉉の見解は極めて率直であった。曰く、「申し訳ありませんが、私は外交通商部の立場が、竹島を『岩』だと明白に、そのように表現したという点に対し、よく分かりませんでした」。この発言から約 5 年半後、大統領職にあった彼はその「外交通商部の立場」を変更してしまうのだ。

국회사무처편、「2000 년도 국정감사 농림해양수산위원회 회의록」(피감사기관 해양수산부)、2000 年 10 月 31 日、39 頁、95 頁。

12) 외교통상부편、「한일 관계에 대한 대통령특별담화문」(보도자료)、2006 年 4 月 26 日。なお、特別談話そのものは前日の 25 日になされた。

13) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。외교통상부편、

「한일관계 주요일지 (06.5 월)」、2006 年 11 月 6 日、頁記載無し。

- 외교통상부편, 「2006 년도 한・일관계 주요일지」、2008 年 1 月 29 日、頁記載無し。외교통상부편, 「동북아 1 과 사무보조원 (유급인턴) 채용 (접수기관 연장)」, 2006 年 5 月 11 日、頁記載無し。
- 14) 尹炳世・外務次官補がチーム長となった点は非常に象徴的である。当人こそ、新・日韓漁業協定交渉の韓国側首席代表であった為だ。국회사무처편, 「제 326 회 외교통일위원회 제 3 차」、2014 年 7 月 11 日、46 頁。
- 15) 외교통상부편, 「동북아 1 과 사무보조원 (유급인턴) 채용 (접수기관 연장)」, 2006 年 5 月 11 日、頁記載無し。なお、受付締切日は 5 月 18 日、面接日は翌 19 日であった。かなりの急募である。
- 16) 本段落、及び次段落は以下資料に基づいて論じられている。同上。
- 17) 외교통상부편, 「장관 내・외신 정례 브리핑」、2006 年 6 月 7 日、頁記載無し。
- 18) 국회사무처편, 「제 260 회 통일외교통상위원회 제 3 차」、2006 年 6 月 26 日、4 頁。
- 19) 국회사무처편, 「제 260 회 통일외교통상위원회 제 3 차 부록」、2006 年 6 月 26 日、33 頁。
- 20) 국회사무처편, 「제 260 회 농림해양수산위원회 제 3 차 부록」、2006 年 6 月 23 日、15 頁 - 16 頁。
- 21) 해양경찰청편, 『2011 국제해양법 실무해설서』, 2011 年、47 頁。
誤解が無いよう指摘しておきたい。引用の対象とした同書は海洋警察庁が発刊した『국제해양법・실무해설서』である。類似のものとして同庁の外事担当官室・海洋法規チームが『국제해양법・실무指針書』を発刊している。但し、同『指針書』は対外非公開である。なお、それは加除整理式のバインダーであり、同チームが六ヶ月単位で新しい報告書等を配布する予定である旨発表されている。해양경찰청, 「국제해양법 실무지침서 배부계획 보고 (시달)」, 2007 年、頁記載無し。
- 22) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。국회사무처편, 「제 260 회 통일외교통상위원회 제 3 차 부록」、2006 年 6 月 26 日、15 頁 - 16 頁。
- 23) 해양경찰청편, 『2011 국제해양법 실무해설서』, 2011 年、54 頁。
- 24) 野中健一、前掲論文、62 頁 - 63 頁。
- 25) 국회사무처편, 「제 260 회 통일외교통상위원회 제 3 차 부록」、2006 年 6 月 26 日、16 頁。

26) 同上。

27) 本段落、及び次段落は、以下資料に基づいて論じられている。

국회사무처편, 「2008 년도 국정감사 외교통상통일위원회」 (피감사기관
외교통상부・한국국제협력단・한국국제교류재단・재외동포재단)、
2008 年 10 月 7 日、34 頁。

28) 同上。

29) 同上。

30) 국회사무처편, 「제 252 회 통일외교통상위원회 제 4 차」, 2005 年 3 月 21 日、
27 頁、28 頁。

31) 국회사무처편, 「제 260 회 통일외교통상위원회 제 3 차 부록」、
2006 年 6 月 26 日、36 頁。鳥島が EEZ 基点たり得ない理由として、韓国政府は同日
発表された見解(注 26 を参照)を使用している。すなわち、鳥島は「無人岩石島嶼
である」為、基点として認められないのである。

32) 국회사무처편, 「제 201 회 농림해양수산위원회 제 1 차 부록」、
1999 年 2 月 23 日、7 頁。

33) 同上。

34) 해양경찰학교편, 『해양경찰기본교육과정 경위기본교육교재』, 2009 年、
497 頁。해양경찰학교편, 『해양경찰기본교육과정 경사기본교육교재』, 2009 年、
441 頁。해양경찰학교편, 『해양경찰 신입과정 (국제법 경찰행정법)』,
2009 年、49 頁。上記三冊、いずれも同じ説明をしている。

35) なお同教材の内、新任課程用の研修用教材が 2013 年、2014 年にそれぞれ新たに刊
行されている。しかし、その内容は対外保安を理由に非公開となっており、彼らの
121 条理解がどのように変化したのか(あるいは変化していないのか)理解しづらい。

36) 해양경찰청편, 『2011 국제해양법 실무해설서』, 2011 年、58 頁。

37) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。국회사무처편,
『제 252 회 국회 농림해양수산위원회 회의록 제 4 호』, 2005 年 3 月 22 日、6 頁。
국회사무처편, 『제 252 회 국회 농림해양수산위원회 회의록 제 4 호 부록』,
2005 年 3 月 22 日、10 頁。

38) 해양경찰청편, 『2006 해양경찰백서』, 2006 年、67 頁。

39) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。해양경찰청편、

『서장회의자료 - 2005.6.24 (금) - 』、2005年、29頁 - 34頁。

- 40) 2005年3月における対議会説明でも「竹島と日本の中間水域航路に2個の遮断線を設定」と論じている。국회사무처편, 『제 252 회 국회 농림해양수산위원회 회의록 제 4 호 부록』、2005年3月22日、10頁。
- 41) 前年の2004年6月17日、独島観光海運株式会社が鬱陵島 - 竹島間の遊覧船業務を開始している。その際、日本政府は遺憾の意を表明しており、運行中止を要求した。ただし、韓国政府はその要求を受け入れなかったのである。また、2005年6月24日に使用された『署長会議資料』(注39を参照)でも論じられているが、この時期、海洋警察庁は「鬱陵島 - 竹島間を運行する韓国の旅客船に近接護送する事により、海上保安庁の巡視船等による危害行為を防止する」と表明していた事も確認しておこう。외교통상부편, 「2004년도 한일관계 주요일지」、2008年1月29日、頁記載無し。해양경찰청편, 『서장회의자료 - 2005.6.24 (금) - 』、2005年、29頁。
- 42) 本段落、及び以下6段落は以下資料に基づいて論じられている。
해양경찰청편, 『2011 국제해양법 실무해설서』、2011年、72頁。
- 43) 誤解が無い様、指摘しておきたい。領海、排他的經濟水域のみならず、接続水域にも警備勢力を割くという手法は、既に1997年段階で発表されている。海洋警察庁はこれを「全海域3重警備体制構築(領海、接続水域、EEZ海域)」と説明しており、接続水域警備に関して「領海及び接続水域の国権守護」を志向していた。当時彼らは領海警備を「領海内」警備と捉えており、接続水域対応艦艇に領海と接続水域双方を警備させる方針だった。해양경찰청편, 『해양경찰발전계획』、1997年、158頁。
- 44) 해양경찰청편, 『서장회의자료 - 2005.6.24 (금) - 』、2005年、30頁、31頁。
彼らは「平常時」における「前進探索警備」として「釜山3001艦(1503艦)等、竹島南東方40マイルに1隻。日本の巡視船等、航行船舶に対する早期探索確認、追跡監視」と論じている。一方、「状況発生時」における「前進探索追跡」として「40マイル圏に3001艦(1503艦)、30マイル圏に回轉翼機。回航勧誘及び領海侵犯時、拿捕告知等、警告放送」と説明した。
- 45) 해양경찰청편, 『2011 국제해양법 실무해설서』、2011年、60頁。
- 46) 해양경찰청편, 「해양경찰 동해 EEZ 지켰다」、『e-Focus』、
2006年4月20日、頁記載無し。なお、原文では「독도(竹島) - 오오키군도(オオキ群島) 중간선(中間線)」と表記されているが、「隠岐群島」の間違えであろう。

116 ― 国連海洋法条約上の「岩」から「島」への転換 - (その2)

- 47) 해양경찰청편, 『2007 년도 주요업무계획』, 2007 年、26 頁。
- 48) 해양경찰청편, 『2008 년도 주요업무계획』, 2008 年、19 頁。
- 49) 독도영토수호대책특별위원회편, 『제 18 대 국회 독도영토수호 대책특별위원회 활동 경과 보고서』, 2009 年 12 月、176 頁。
- 50) 野中健一、前掲論文、64 頁 - 70 頁。
- 51) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。해양경찰청편, 『2011 국제해양법 실무해설서』, 2011 年、66 頁。
- 52) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。同上、65 頁 - 66 頁。
- 53) 本段落、及び以下 7 段落は以下資料に基づいて論じられている。同上、68 頁。
- 54) 原文では「威脅射撃(위협사격)」。해양경찰청편, 『2011 국제해양법 실무해설서』, 2011 年、68 頁。
- 55) 同上。
- 56) 同上、67 頁。
- 57) 同上。
- 58) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。野中健一、「韓国・海洋警察庁の竹島警備」、海上保安大学校編、『海保大研究報告 - 法文学系』(第 59 巻第 1 号)、2014 年、130 頁 - 131 頁。
- 59) 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。野中健一、「韓国政府から見た竹島の法的地位 - 国連海洋法条約上の「岩」から「島」への転換 - (その 1)」、海上保安大学校編、『海保大研究報告 - 法文学系』(第 60 巻第 2 号)、2016 年、60 頁 - 61 頁、71 頁。
- 60) 野中健一、前掲論文、69 頁 - 71 頁。
- 61) 本段落、及び次段落は以下資料に基づいて論じられている。국회사무처편, 『제 302 회 외교통상통일위원회 제 1 차』, 2011 年 8 月 17 日、30 頁。
국회사무처편, 『제 310 회 외교통상통일위원회 제 3 차 부록』, 2012 年 8 月 27 日、30 頁 - 31 頁。국회사무처편, 『제 322 회 외교통일위원회 제 2 차』, 2014 年 2 月 18 日、29 頁 - 30 頁。국회사무처편, 『제 323 회 외교통일위원회 제 1 차』, 2014 年 4 月 10 日、21 頁。국회사무처편, 『제 332 회 외교통일위원회 제 3 차』, 2015 年 5 月 4 日、21 頁。
- 62) 野中健一、前掲論文、71 頁。